

# 消防からのお知らせ

火災の早期発見・いち早い避難のため  
住宅用火災警報器の設置・維持管理をしていますか！？

住宅用火災警報器は火災予防条例による義務設置です！

設置が必要な場所



☆取り付けが義務づけられている場所

→ 寝室・階段

☆取り付けをおすすめする場所

→ 台所・全ての居室

## 住宅用火災警報器の維持管理について



### ○定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)  
警報器の本体または電池を交換しましょう。

### ○古くなったら交換

「ピッ」または「ピッ電池切れです」と間欠的に鳴る場合  
「ピッピッピッ」または「ピッピッピッ故障です」と鳴る場合



本体の故障か電池切れです。  
(※2)  
警報器本体を交換しましょう。

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は10年とされています。

住警器の作動確認は、定期的に実施してください。

※2 設置から10年が経過した場合、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

#### 【問い合わせ先】

西置賜行政組合消防本部  
消 防 署 TEL 88-1213  
飯豊分署 TEL 72-2222

予 防 課 TEL 88-1797  
白鷹分署 TEL 85-5242  
小国分署 TEL 62-2154